

令和4年4月28日

第 22 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年4月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第22回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	濱川龍一
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係主任	小島祐子
	農地係主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について
- 議案第1号 現況証明願いについて
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地転用計画に係る意見書について（区域除外）
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- (開会宣言の時刻午後1時30分)
- 議長 定刻になりましたので、ただ今から第22回余市町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は、16名全員であります。
- よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
- 本総会の傍聴について、ご報告いたします。
- 本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
- 本総会に付議する案件は報告1件、議案5件であります。
- それでは、日程に入らせていただきます。
- はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。
- 一 同 議長指名
- 議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
- 6番・土居委員、14番・金子委員のご両名にお願い申し上げます。
- それでは、案件の審議に入ります。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。
- 番外から内容説明をいたさせます。
- 濱川局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。
- 令和4年4月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。
- 令和4年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
- 記、職氏名、小島祐子、農業委員会発令事項、余市町農業委員会事務局職員に任命する。庶務係主任を命ずる。
- 以上、報告第1号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。
- 一 同 異議なし
- 議長 ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 　ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第1号、現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和4年4月28日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■■丁目■番地■、■■■■■、土地の表示、■■町■■丁目■■番■、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外、面積■■■㎡、調査年月日につきましては、令和4年4月20日、調査委員につきましては、片山委員、村井委員、川合委員の3名で調査を行ってございます。調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

5ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございます。補足説明といたしまして、申請番号1番については、昭和57年■月■■日付けで農地法第5条転用許可済みであり、現在は住宅地として利用されております。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするものでございます。

以上1件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 　申請番号1番の現況証明願いについて、4月20日、事務局を含め、村井委員、川合委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、本案件は昭和57年に農地法第5条転用許可済みであり、現在は住宅地として利用されているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり現況申請可相当との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に
供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていた
だきます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書
の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山 正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■丁目■■番地
■■、■■■■、借主、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■
■■筆で合計面積■■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年4月19日、土居委
員、曾我委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3
条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、離農するため所有農地を貸付けるもの、借
主、経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、7ページに記載しております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■
■■番地、■■■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地、■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■
■■筆で合計面積■■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年4月19日、土居委
員、曾我委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3
条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、相続した所有農地を一括譲り渡すもの、
譲受人、経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、8ページに記載しております。

補足説明といたしまして、申請地であります■■町■■■■番■■外■■筆に
つきましては、農振農用地区域外であり農用地利用集積計画作成ができな
いため、農地法第3条での申請となったことを申し添えいたします。

以上2件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 申請番号1番から2番までの農地法第3条の規定による許可申請について、4月19日、事務局を含め、曾我委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、離農する貸主が経営規模拡大する借主に所有農地を一括賃貸借するものです。

申請番号2番については、農地を相続した譲渡人が経営規模拡大する譲受人と売買協議の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号1番から2番までについては、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地転用計画に係る意見書について（区域除外）を議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第3号、農地転用計画に係る意見書について（区域除外）。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下記の者から農用地区域除外の申し出があったので、これが転用計画に係る意見書の可否について審議採決願いたい。

令和4年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■丁目■■番地■、■■■
■。申請農地、■町■■■■番■、公簿畑、面積■■■㎡、転用目的につきま
しては、農家用住宅建築のためでございます。備考につきましては、都市
計画区域外、農用地区域内、第1種農地でございます。

10ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■線沿線の色塗り部分の土地でござい
ます。

補足説明といたしまして、申請番号1番は、農業者である■■氏が住宅を
建築するため、申請農地を農用地区域から区域除外する必要があることか
ら、余市町長に意見を求められたものであります。

以上1件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、申請のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に
供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の
提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年4月28日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■丁目■■番地■、■■■
■、土地の表示、登町■■■■番■、公簿現況ともに畑、面積■■■㎡、事
業内容につきましては、農家用住宅建築のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和4年11月30日までで
ございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のイ
の(イ)のhの規定に該当するでございます。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)
(休憩時間 午後1時48分～午後1時52分)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、議案第5号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和4年4月28日提出 余市町農業委員会会長 細山正己。

19ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

1、各筆明細、所有権を移転する者、■■町■■町■■■■番地、■■■■■。

所有権の移転を受ける者、■■町■■町■■■■番地、■■■■■■■■■■。

所有権を移転する土地は、22ページに明細がありますが、■■町■■町■■■■番■、外■■筆、地目、登記簿・現況とも畑、面積は■■筆合計で■■■■■■■■■■m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和4年4月28日、対価■■■万円を支払期限の令和■年■月■■日までに指定口座に振込むものでございます。

20ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

21ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

22ページをお開き願います。

所有権を移転する土地の明細でございます。

23ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

24ページをお開き願います。

申出地は、■■■■から■■■■メートルほど南を右折して、■■■橋を渡った北側の手前の色塗り部分となっております。

25ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしていると考えます。

各委員におかれましては、議案第5号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第5号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第5号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
22回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時56分)

(本会議所要時間 22分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議長 余市町農業委員会 会長

議事録署名委員 余市町農業委員 6番

議事録署名委員 余市町農業委員 14番